



体験活動プログラムに関するQ&A (2026年度)

◆ **体験活動プログラム ウェブサイト** | 東大 TOP>教育・学生生活>体験型教育プログラム>体験活動プログラム Hands-on Activities

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/special-activities/h19.html>



【お知らせ】

今後、情勢の変化等により、本プログラムの実施方法や活動内容を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【1】 体験活動の趣旨等について

Q1-1 体験活動の趣旨はどのようなものですか？

東京大学では、次世代を担う学生の育成を教育目標の一つとして、学部学生および大学院学生に対し、国内外を問わず実社会における多様な体験の機会を設けています。

本プログラムは、その一環として実施するものです。

【2】 体験活動の参加申請について

Q2-1 体験活動への参加申請は、どのようにすればよいですか？

1. 体験活動プログラムへの申請

体験活動プログラムのウェブサイトから、Microsoft Forms にて申請してください。

2. 申請後の確認

申請後、2026年4月1日現在でUTASに登録されているメールアドレス(E-Mail①)宛に、自動で受付完了メールが送信されます。※メールが届かない場合は、下記までご連絡ください。

問い合わせ先: 本部社会連携推進課体験活動推進チーム

E-mail: taikenkatsudou.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

3. 申請締切

- 海外プログラム(1次): 5月7日(木)正午[JST]

- 国内・研究室プログラム(1次): 6月4日(木)正午[JST]

※締切後に2次募集を行う場合があります。

最新情報(2次募集開始など)はウェブサイトで順次更新されます。

Q2-2 複数のプログラムへ申し込むことはできますか？

より多くの学生に参加の機会を提供するため、原則として年度内の参加申請は1人1回に制限しています。ただし、以下の場合には例外があります。

・定員に空きがあり2次募集を行うプログラムでは、1次募集で採用された学生も2次募集に申請可能です。

※ただし、1次募集で採用されたプログラムを辞退して、2次募集で別のプログラムに申請することはできません。

・研究室プログラムについては、複数の申請が可能です。

・研究室プログラムと海外・国内プログラムの両方への申請も認められます。

Q2-3 参加資格はどのようなものでしょうか？

本学の学部(前期課程、後期課程)又は大学院研究科・教育部の修士課程および博士課程相当に在籍する正規課程生が対象となります(※活動期間中に休学中の方、長期にわたり修学を中断している方は対象外となります)。

また、プログラムによっては、語学力や学年等に関する条件が設けられている場合があります。詳細は各募集要項をご確認ください。語学力が求められるプログラムや国際的な活動に申請する場合は、「外国語能力についての記入」欄に、例えば「英検 1 級」「TOEIC 600 点」「英語での日常会話が可能」など、ご自身の語学力や資格、海外経験等をご記入ください。

Q2-4 参加者の選考方法について教えてください

プログラムによって、書類審査、面接、またはその両方を組み合わせた方法で選考される場合があります。また、自動抽選で参加者が決まる場合もあります。詳細は、各プログラムの募集要項にある「選考方法」欄をご確認ください。

Q2-5 参加決定は、いつ、どのように通知されるのですか？

採否結果は、プログラムの種類ごとに以下の時期に通知されます。

海外 1 次募集プログラム:5 月下旬頃

海外 2 次募集プログラム:6 月上旬頃

国内・研究室 1 次募集プログラム:6 月下旬頃

国内・研究室 2 次募集プログラム:7 月上旬頃

通知は、2026 年 4 月 1 日現在で UTAS に登録されているメールアドレス(E-Mail①)宛に送信されます。

Q2-6 「体験活動プログラム参加申請書」には確認欄がありますが、どのような目的で設けられていますか？

「体験活動中に授業への影響はない」という確認欄は、参加にあたり必須の条件となります。

また、「保護者への連絡」や「活動終了後 2 週間以内の活動報告書の提出」に関する確認欄は、これらの内容に同意いただいているかを確認するためのものです。

【3】 体験活動の内容について

Q3-1 体験活動には、どのような種類がありますか？

(1) ボランティアなどの社会貢献活動、(2) 国際交流体験活動、(3) 就労体験活動、(4) 農林水産業・地域体験活動、(5) フィールドワーク体験活動、(6) 研究室体験活動があります。

Q3-2 活動にあたってどのようなことに注意すればよいですか？

体験活動プログラムは旅行ではなく、教育活動の一環として実施されます。参加にあたっては、各プログラムの指示や安全管理上のルールを必ず守ってください。また、各プログラムの事前オリエンテーションには必ず出席してください。

安全確保の観点から、活動期間中の学生による自動車の運転は禁止されています。

【4】 活動参加中の保険について

Q4-1 体験活動にあたって、保険はどのようになっていますか？

本学の学生は、入学時の大学の手続きにより、全員が学生教育研究災害傷害保険に加入しています。この保険は、体験活動中に発生した事故やけがに対して適用されるため、特別な手続きを行うことなく補償を受けることができます。

【5】 大学の修学上の支援等について

Q5-1 単位認定の取扱いは、どのようになっていますか？

本プログラムは正課外活動のため、単位の認定はありません。

Q5-2 体験活動が、一部授業の時間と重なってしまいます。公欠の取扱いはありますか？

本学には、公欠の制度はありません。体験活動プログラムは、授業への影響ができるだけ少ないよう配慮して実施しますが、授業との重複を完全に避けることはできません。

申請の際は、学業に影響のないプログラムや期間を選ぶよう注意してください。

【6】 活動後の報告書・報告会等について

Q6-1 プログラムに参加した後、報告書はいつまでに提出すればよいですか？

体験活動プログラム終了後、2週間以内に以下の方法で報告書を提出してください。

1. 本学体験活動プログラムのウェブサイトから提出(Microsoft Forms に回答)
2. 提出後、2026年4月1日現在でUTASに登録されているメールアドレス(E-Mail①)に、自動で受付完了メールが送信されます。※受付完了メールが届かない場合は、下記までご連絡ください。

問い合わせ先:本部社会連携推進課体験活動推進チーム

メール:taikenkatsudou.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

補足:

- ・報告書を提出しない場合、次年度の体験活動プログラムへの参加申請はできません。
- ・奨励金が支給されるプログラムに参加した場合は、報告書の提出がないと奨励金は受け取れません。

Q6-2 報告会は例年いつ頃実施されますか？

報告会は例年、3月上旬に実施しています。開催日が決定次第、ウェブサイトやメール等でお知らせします。報告会では、プログラムに参加した学生の中から数名に発表をお願いする予定です。また、運営をお手伝いいただくボランティアも募集する予定です。

Q6-3 体験活動への参加証明書は発行されますか？

体験活動への参加証明書は、プログラム終了後に発行可能です。発行を希望する場合は、所定の申請手続きを行ってください。

ただし、活動を全て完了していない場合や、報告書を提出していない場合は、証明書を発行できませんのでご注意ください。

Q6-4 体験活動への参加決定後に辞退できますか？また、その場合、他のプログラムに申請・参加できますか？

参加決定後および誓約書提出後は、自己都合による辞退は認められません。やむを得ない理由で辞退する場合は、所定の辞退届の提出が必要となり、内容を確認のうえ認められた場合に限り辞退が可能となります。その場合であっても、プログラムごとに定められたキャンセル料や費用負担が発生する可能性があります。

Q6-5 昨年度参加したプログラムの報告書を出していませんが、申請できますか？

昨年度参加したプログラムの報告書を提出していない場合、今年度のプログラムへの申請はできません。